保安業務実施状況報告

平成00年00月00日

茨城県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

名 称 **〇〇液化石油株式会社**

代表 者 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

電話番号 000-000-0000

認定番号 08AOOORA

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日

2. 保安業務実施状況

事業所の名称 OO液化石油株式会社 ●●営業所

事業所の所在地<u>●●市●●町●丁目●番地</u>

保安業務資格者の数 3 人

(うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示(平成9年通商産

業省告示第122号)第2条第1号又は第2号に規定する数 2 1

		22号) 第2条第1号	又は男2万(こ 規止 9 る 級 <u>L</u>		
	保安業務に係る一般消	費者等の数				
保安業務の区分	保安業務計画書に記載した数 保安業務を行うべき数		当該事業年度に保安業務を実施した数			
1.供給開始時点検・ 調査	一 戸		戸)	ク うち <u>再調査</u>	5戸(戸(戸) 戸)
2. 容器交換時等供給 設備点検	2, 000 =	100 戸	(戸)	1	00 戸(戸)
3. 定期供給設備点検	2, 000 =	10 戸	(戸)	うち拒否数	10 戸(戸(戸) 戸)
4. 定期消費設備調査	2, 000 =	10 戸	⑤ (戸)	当年調査 うち完了数 担否数 <u>不在数</u> 当年 <u></u> 調査 うち完了数 <u>不在数</u> 五年 <u></u>	10 戸(8戸(7戸(2戸(2戸(7月(戸) 戸) 戸) 戸) 戸) 戸) 戸) 戸)
5.周 知	2, 000 戸	1. 600 戸	(戸)	1,6 うち書面配布 1. 電子メール ファイル記録 記録媒体	00 戸(600戸(戸(戸(戸) 戸) 戸) 戸) 戸)
6. 緊急時対応	2. 000 戸	1, 600 戸	(戸)	0	3 戸(戸)
7. 緊急時連絡	一 戸	1, 600 戸	戸)	8	4 戸	戸)

3. 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

(備考) 1 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。

記載にあたっては、《保安業務実施状況報告に係る注意事項》をご参照願います。

≪保安業務実施状況報告に係る注意事項≫

- 保安業務資格者の必要人数を記載する。(保安業務資格者算定表を確認する。)
- ② 「保安業務計画書に記載した数」は、更新認定通知等を確認するなどし、認定を受けている一般消費者等の数を記載する。
- **③** 「保安業務を行うべき数」は、報告する事業年度の末日現在における、自社で保安業務 を実施しなければならない数を記載する。
 - ※他の保安機関への委託分は除く。
 - ※集合住宅の場合は、棟数ではなく部屋数を計上する。
- ④ 「当該事業年度に保安業務を実施した数」は、報告する事業年度の1年間において、自 社で実際に保安業務を実施した数を記載する。
 - ※集合住宅の場合は、棟数ではなく部屋数を計上する。
- **6** ()は、保安業務を受託している場合に記載する。
- (f) 他の保安機関へ点検・調査を委託していた場合でも、自社で点検・調査を行った場合には報告書に計上する。
 - ※この場合、液化石油ガス販売事業報告においても自社分として計上する。

【再調查】

消費設備が技術上の基準に適合していない場合,消費者へ通知後,1ヶ月を経過した 日以降5ヶ月以内に,再調査を行わなければならない。再調査を行った場合には,当 初の点検・調査を実施件数に計上するとともに,再調査の実施件数も計上する。

※再調査でも改善が確認できなかった場合、1年に1回以上通知を続けなければならない (H29.4.1 施行)。

【拒否数】

一般消費者等の承諾を得ることができず点検・調査を行えなかった場合には、拒否数として報告書に計上する。点検・調査を拒否された場合、次回の法定期限が到来するまで、点検・調査を行う義務はなくなるが、料理飲食店、旅館、学校、病院その他これに類する施設については、販売事業者に対して協力を要請し、販売事業者は点検・調査の承諾を得られるよう努めなければならない。

※拒否により点検・調査を行えなかった場合、帳簿に記載しなければならない。

【不在数】

1ヶ月を超える期間にわたって3回以上訪問し、尚且つ、その都度、連絡票により次回の訪問予定を知らせている場合などは、調査拒否と同様、次回の法定期限が到来するまで調査を行う義務がなくなる。この場合、報告書へは不在数として計上する。

- ※やむを得ず消費設備の調査を不在として処理する場合でも、供給設備の点検は実施しなければ ならない。
- ※連絡票の控えを残すなどし、訪問した経過を記録として残こすことが必要である。
- ※あらかじめ点検・調査の日時を連絡したり、一般消費者等に都合の良い調査日時を設定したり、 前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らす努力が必要である。
- ※詳しくは、LPガス保安技術者向けWebサイト(高圧ガス保安協会HPからアクセス)に掲載されている『LPガス保安業務ガイド(点検・調査編)』のP11、P12を参考のこと。
- **⑦** 緊急時対応とは、緊急時連絡に対応して現場へ出動し、状況確認や安全の確報等を行う 業務であり、当該業務の実施件数を計上する。
- 緊急時連絡とは、電話等によりガス漏れや火災等の情報を受け、指示や助言等を行うと ともに、必要に応じて、保安機関や消防等への出動要請を行う業務であり、当該業務の 実施件数を計上する。
 - ※緊急時連絡を受けた保安機関と、現場に出動した保安機関が同一の場合には、「緊急時対応」と 「緊急時連絡」の両方に計上する。